

NPO法人 宮ノマエストロ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人 宮ノマエストロという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市泉区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域に暮らす高齢者、青少年・児童及びその保護者に対し、介護予防・生活支援、子育て支援に関する事業を行うほか、地域住民の交流を目的とした集いの場を提供することにより地域住民の居場所をつくり、住民が共に助け合う社会を実現させ、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 介護予防・生活支援に関する事業
- (2) 子育て支援に関する事業
- (3) 地域交流に関する事業
- (4) 道路運送法に基づく福祉有償運送事業
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人

にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。
- 3 理事のうち、若干名の副理事長を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長を置く場合、副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若し

くは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算に関する事項
- (5) 事業報告及び決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 入会金及び会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可決同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押

印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 34 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(長期借入金)

第 47 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散(破産手続開始の決定による解散を除く。)したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、内閣府 NPO ポータルサイトの法人入力情報欄において行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

- 第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

- 第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

| | |
|------|---------|
| 理事長 | 高橋 裕子 |
| 副理事長 | 奥津 彰 |
| 同 | 永瀧 千恵子 |
| 同 | 堤 ひろ美 |
| 理事 | 山本 栄里 |
| 同 | 上瀧口 さやか |
| 監事 | 嶋村 清 |

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2019 年 8 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から 2018 年 8 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金

| | | |
|------|----|-----|
| 正会員 | 個人 | 0 円 |
| | 団体 | 0 円 |
| 賛助会員 | 個人 | 0 円 |
| | 団体 | 0 円 |

(2) 年会費

| | | |
|------|--------|----------------|
| 正会員 | 個人 | 1,000 円 |
| | 団体 | 1,000 円 |
| 賛助会費 | 個人 1 口 | 1,000 円(1 口以上) |
| | 団体 1 口 | 1,000 円(1 口以上) |

附則

- 1 この定款は、2021 年 11 月 19 日から施行する。

- 2 この法人の定款変更当所の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、2021年9月1日から2022年3月31日までとし、翌事業年度は2022年4月1日から2023年3月31日までとする。

附則

- 1 この定款は、 年 月 日から施行する。

2026 年度事業計画

1 事業活動方針

多世代交流スペース「宮ノ前テラス」を地域住民に利用してもらうことにより、地域の「憩いの場」として定着させ、地域交流の場として機能することを目標として事業活動を実施するほか、活動を通じて出てきた新たな課題解決に向けた発展的な事業の展開を目指す。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

①介護予防・生活支援に関する事業

ア 介護保険法に基づく第 1 号通所事業・配食事業

- ・内容 毎週の回想法、週替わりのチェアヨガや歌、ふまねっとなどのイベントの開催。手作りの弁当の配達
- ・日時 毎週木曜日、日曜日
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 10 名
- ・受益対象者 要支援 1 及び 2 の者 25 名
- ・支出見込額 400,000 円

イ 介護予防・生活支援事業

- ・内容 アクティブウォークや読書会などのイベントの開催
- ・日時 毎月各 1 回ずつ
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 10 名
- ・受益対象者 地域の高齢者 40 名
- ・支出見込額 400,000 円

ウ 認知症カフェ事業

- ・内容 認知症カフェの実施、認知症の理解・認知症予防の普及活動及び指導者の育成
- ・日時 月 2 回木曜日午前に認知症カフェ、不定期で認知症の理解・認知症予防の普及活動及び指導者の育成イベント
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 10 名
- ・受益対象者 認知症予防に関心のある者 30 名
- ・支出見込額 400,000 円

エ フレイル予防事業

- ・内容 横浜の街歩きやみんなで講師とともにみんなで歌う歌声広場
- ・日時 月1回金曜日に横浜街歩き、月1回日曜日午後に歌声広場
- ・場所 横浜市内各地、宮ノ前テラス
- ・従事者人員 10名
- ・受益対象者 フレイル予防に関心のある者30名
- ・支出見込額 400,000円

オ 麻雀教室事業

- ・内容 お茶を飲みながら麻雀を打つ
- ・日時 毎週火曜日 13:30~15:30
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 5名
- ・受益対象者 地域の高齢者20名
- ・支出見込額 400,000円

②子育て支援に関する事業

ア 親子ふれあい教室、子供向けイベントの企画・開催事業

- ・内容 リトミックやベビーマッサージ
- ・日時 月2回月曜日の午後
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 5名
- ・受益対象者 2歳以下の子どもとその保護者10名
- ・支出見込額 50,000円

イ 近隣小学校・中学校と連携したイベントの企画・運営事業

- ・内容 学校の総合学習などでの子どもたちの企画に協力したイベントの開催
- ・日時 不定期
- ・場所 宮ノ前テラス、宮ノ前公園
- ・従事者人員 20名
- ・受益対象者 小学生、中学生及び地域住民100名
- ・支出見込額 50,000円

ウ 子ども食堂事業

- ・内容 安価で栄養バランスの整った食事の提供
- ・日時 第 1,3 水曜日 17:00~19:00
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 20 名
- ・受益対象者 地域の 18 歳以下の子どもとその保護者 100 名
- ・支出見込額 600,000 円

エ ひとり親世帯支援事業

- ・内容 フードパントリー、横浜市内での体験ツアーイベントの実施
- ・日時 フードパントリーは毎月 3 回、その他イベントは不定期
- ・場所 宮ノ前テラス、宮ノ前公園
- ・従事者人員 20 名
- ・受益対象者 ひとり親世帯の親子 100 名
- ・支出見込額 300,000 円

オ 学習支援事業

- ・内容 子ども食堂の前の自習室開放（みやまえスタディ）、個別指導型学習支援（みやまえ塾）
- ・日時 第 1,3 水曜日 15:00~17:00、第 1,2,4 日曜日午後
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 20 名
- ・受益対象者 18 歳以下の子ども 50 名
- ・支出見込額 400,000 円

カ 体験格差解消にかかわる事業

- ・内容 多様な体験活動イベントの開催
- ・日時 毎月第 3 日曜日午後
- ・場所 宮ノ前テラス、宮ノ前公園、横浜市内各地
- ・従事者人員 20 名
- ・受益対象者 18 歳以下の子ども 50 名
- ・支出見込額 400,000 円

キ ヤングケアラー支援事業

- ・内容 おしゃべり会の開催、個別相談、チラシ等での広報
- ・日時 毎月第 3 日曜日午後
- ・場所 宮ノ前テラス

- ・従事者人員 8名
- ・受益対象者 家事や家族の世話などを行う39歳以下の者10名
- ・支出見込額 200,000円

③地域交流に関する事業

ア 地域食堂事業

- ・内容 手作りランチの提供
- ・日時 毎週日曜日から木曜日 11:30~13:00
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 20名
- ・受益対象者 地域住民100名
- ・支出見込額 770,000円

イ 多世代の地域交流イベント事業

- ・内容 フリーマーケットやカレーなどを販売するみやマルシェ、クリスマスやハロウィンなど季節のイベント開催
- ・日時 毎月第2日曜日 12:00~14:00 にみやマルシェ、その他イベントは不定期
- ・場所 宮ノ前テラス、宮ノ前公園
- ・従事者人員 20名
- ・受益対象者 地域住民100名
- ・支出見込額 250,000円

ウ 地域活動事業

- ・内容 町内会の夏まつりや認知症予防のオレンジフェス、学童まつりへの出店
- ・日時 不定期
- ・場所 宮ノ前テラス、宮ノ前公園
- ・従事者人員 30名
- ・受益対象者 地域住民100名
- ・支出見込額 250,000円

エ 地域サークル活動支援事業

- ・内容 スマホ教室やeスポーツ教室、ヨガ教室の開催の支援
- ・日時 各活動月2~4回
- ・場所 宮ノ前テラス

- ・従事者人員 30 名
- ・受益対象者 地域住民 100 名
- ・支出見込額 150,000 円

オ ディスプレイショップの運営にかかわる事業

- ・内容 ハンドメイド作品の販売スペースの貸し出し
- ・日時 随時
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 10 名
- ・受益対象者 地域住民 100 名
- ・支出見込額 150,000 円

カ 生活困窮者支援事業

- ・内容 フードパントリーの開催
- ・日時 毎月 3 回
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 10 名
- ・受益対象者 生活困窮者 30 名
- ・支出見込額 250,000 円

キ レンタルルーム事業

- ・内容 レンタルルームの貸し出し
- ・日時 不定期
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 5 名
- ・受益対象者 地域住民 100 名
- ・支出見込額 150,000 円

ク コンサート活動の運営にかかわる事業

- ・内容 地域の音楽家によるコンサート活動の運営
- ・日時 毎月第 4 日曜日 14:00~15:00
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 10 名
- ・受益対象者 地域住民 100 名
- ・支出見込額 250,000 円

ケ 市民講座事業

- ・内容 地域住民による市民講座の開催
- ・日時 不定期
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 10名
- ・受益対象者 地域住民 100名
- ・支出見込額 150,000円

④道路運送法に基づく福祉有償運送事業

ア 高齢者送迎事業

- ・内容 徒歩で通うことが困難な高齢者の送迎
- ・日時 毎週日曜日
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 1名
- ・受益対象者 高齢者 10名
- ・支出見込額 72,000円

⑤その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

3 会議等に関する事業

- (1) リモート及び対面による理事会 12回
- (2) 監査 5月
- (3) 通常総会 6月

2027 年度事業計画

1 事業活動方針

多世代交流スペース「宮ノ前テラス」を地域住民に利用してもらうことにより、地域の「憩いの場」として定着させ、地域交流の場として機能することを目標として事業活動を実施するほか、活動を通じて出てきた新たな課題解決に向けた発展的な事業の展開を目指す。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

①介護予防・生活支援に関する事業

ア 介護保険法に基づく第 1 号通所事業・配食事業

- ・内容 毎週の回想法、週替わりのチェアヨガや歌、ふまねっとなどのイベントの開催、手作りの弁当の配達
- ・日時 毎週木曜日、日曜日
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 10 名
- ・受益対象者 要支援 1 及び 2 の者 25 名
- ・支出見込額 1,000,000 円

イ 介護予防・フレイル予防事業

- ・内容 エンジョイウォークや読書会、歌声広場、健康麻雀教室、認知症予防カフェなどのイベントの開催
- ・日時 月 1 回金曜日にエンジョイウォーク、月 1 回月曜午後に読書会、月 1 回日曜午後に歌声広場、毎週火曜午後に健康麻雀、月 2 回木曜午前に認知症カフェ
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 20 名
- ・受益対象者 地域の高齢者 60 名
- ・支出見込額 1,000,000 円

②子育て支援に関する事業

ア 親子ふれあい教室、子供向けイベントの企画・開催事業

- ・内容 リトミックやベビーマッサージ
- ・日時 月 2 回月曜日の午後
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 5 名

- ・受益対象者 2歳以下の子どもとその保護者 10名
- ・支出見込額 100,000円

イ 子ども食堂事業

- ・内容 安価で栄養バランスの整った食事の提供
- ・日時 第1,3水曜日 17:00~19:00
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 20名
- ・受益対象者 地域の18歳以下の子どもとその保護者 100名
- ・支出見込額 500,000円

ウ ひとり親世帯支援事業

- ・内容 フードパントリー、横浜市内での体験ツアーイベントの実施
- ・日時 フードパントリーは毎月3回、その他イベントは不定期
- ・場所 宮ノ前テラス、宮ノ前公園
- ・従事者人員 20名
- ・受益対象者 ひとり親世帯の親子 100名
- ・支出見込額 300,000円

エ 学習支援事業

- ・内容 子ども食堂の前の自習室開放（みやまえスタディ）、個別指導型学習支援（みやまえ塾）
- ・日時 第1,3水曜日 15:00~17:00、第1,2,4日曜日午後
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 20名
- ・受益対象者 18歳以下の子ども 50名
- ・支出見込額 500,000円

オ 体験格差解消にかかわる事業

- ・内容 多様な体験活動イベントの開催
- ・日時 毎月第3日曜日午後
- ・場所 宮ノ前テラス、宮ノ前公園、横浜市内各地
- ・従事者人員 20名
- ・受益対象者 18歳以下の子ども 50名
- ・支出見込額 400,000円

カ ヤングケアラー支援事業

- ・内容 おしゃべり会の開催、個別相談、チラシ等での広報
- ・日時 毎月第3日曜日午後
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 8名
- ・受益対象者 家事や家族の世話などを行う39歳以下の者10名
- ・支出見込額 200,000円

③地域交流に関する事業

ア 地域食堂事業

- ・内容 手作りランチの提供
- ・日時 毎週日曜日から木曜日 11:30~13:00
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 20名
- ・受益対象者 地域住民100名
- ・支出見込額 1,370,000円

イ 多世代の地域交流イベント事業

- ・内容 フリーマーケットやカレーなどを販売するみやマルシェ、クリスマスやハロウィン、夏まつりなど季節のイベント開催
- ・日時 毎月第2日曜日 12:00~14:00 にみやマルシェ、その他イベントは不定期
- ・場所 宮ノ前テラス、宮ノ前公園
- ・従事者人員 20名
- ・受益対象者 地域住民100名
- ・支出見込額 250,000円

ウ 地域サークル活動支援事業

- ・内容 スマホ教室やeスポーツ教室、ヨガ教室、コンサート、市民講座の開催の支援
- ・日時 各活動月2~4回
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 30名
- ・受益対象者 地域住民100名
- ・支出見込額 250,000円

エ 生活困窮者支援事業

- ・内容 フードパントリーの開催
- ・日時 毎月3回
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 10名
- ・受益対象者 生活困窮者30名
- ・支出見込額 250,000円

オ レンタルルーム及びディスプレイショップ事業

- ・内容 レンタルルーム、ハンドメイド作品販売場所の貸し出し
- ・日時 不定期
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 5名
- ・受益対象者 地域住民100名
- ・支出見込額 250,000円

④道路運送法に基づく福祉有償運送事業

ア 高齢者送迎事業

- ・内容 徒歩で通うことが困難な高齢者の送迎
- ・日時 毎週日曜日
- ・場所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 1名
- ・受益対象者 高齢者10名
- ・支出見込額 72,000円

⑤その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

3 会議等に関する事業

- (1) リモート及び対面による理事会 12回
- (2) 監査 5月
- (3) 通常総会 6月

法人名： NPO法人宮ノマエストロ

活動予算書

2026年 4月 1日 ~ 2027年 3月 31日 まで

(単位:円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------|-----------|------------|
| I 経常収益 | | |
| 1. 受取会費 | | |
| 正会員受取会費 | 78,000 | |
| 賛助会員受取会費 | 80,000 | 158,000 |
| 2. 受取寄付金 | | |
| 受取寄付金 | 460,000 | 460,000 |
| 3. 受取助成金等 | | |
| 受取民間助成金 | 0 | |
| 受取公的助成金・補助金 | 6,072,000 | 6,072,000 |
| 4. 事業収益 | | |
| 介護予防・生活支援に関する事業収益 | 2,000,000 | |
| 子育て支援に関する事業収益 | 2,000,000 | |
| 地域交流に関する事業収益 | 2,000,000 | 6,000,000 |
| 5. その他収益 | | |
| 受取利息 | | |
| 雑収益 | 88,000 | 88,000 |
| 経常収益計 | | 12,778,000 |
| II 経常費用 | | |
| 1. 事業費 | | |
| 人件費 | | |
| ボランティア謝金 | 2,872,000 | |
| 外部講師料 | 80,000 | |
| 人件費計 | 2,952,000 | |
| (2)その他経費 | | |
| 消耗品費 | 800,000 | |
| 材料費 | 2,340,000 | |
| 旅費交通費 | 240,000 | |
| 雑費 | 110,000 | |
| その他経費計 | 3,490,000 | |
| 事業費計 | | 6,442,000 |
| 2. 管理費 | | |
| (1)人件費 | | |
| 役員報酬 | 840,000 | |
| 給料手当 | 0 | |
| 法定福利費 | 160,000 | |
| 人件費計 | 1,000,000 | |
| (2)その他経費 | | |
| 通信費 | 300,000 | |
| 水道光熱費 | 750,000 | |
| 地代家賃 | 2,040,000 | |
| 減価償却費 | 700,000 | |
| 交際費 | 86,000 | |
| 修繕費 | 130,000 | |
| 租税公課 | 150,000 | |
| 支払手数料 | 500,000 | |
| リース料 | 270,000 | |
| 燃料費 | 100,000 | |
| 保険料 | 120,000 | |
| 運賃 | 130,000 | |
| 広告宣伝費 | 0 | |
| 諸会費 | 20,000 | |
| 会議費 | 30,000 | |
| 雑費 | 10,000 | |
| その他経費計 | 5,336,000 | |
| 管理費計 | | 6,336,000 |
| 経常費用計 | | 12,778,000 |
| 当期正味財産増減額 | | 0 |
| 前期繰越正味財産額 | | 4,290,334 |
| 次期繰越正味財産額 | | 4,290,334 |

法人名: NPO法人宮ノマエストロ

活動予算書

2027年 4月 1日 ~ 2028年 3月 31日 まで

(単位:円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------|-----------|------------|
| I 経常収益 | | |
| 1. 受取会費 | | |
| 正会員受取会費 | 78,000 | |
| 賛助会員受取会費 | 80,000 | 158,000 |
| 2. 受取寄付金 | | |
| 受取寄付金 | 460,000 | 460,000 |
| 3. 受取助成金等 | | |
| 受取民間助成金 | 0 | |
| 受取公的助成金・補助金 | 6,072,000 | 6,072,000 |
| 4. 事業収益 | | |
| 介護予防・生活支援に関する事業収益 | 2,000,000 | |
| 子育て支援に関する事業収益 | 2,000,000 | |
| 地域交流に関する事業収益 | 2,000,000 | 6,000,000 |
| 5. その他収益 | | |
| 受取利息 | | |
| 雑収益 | 88,000 | 88,000 |
| 経常収益計 | | 12,778,000 |
| II 経常費用 | | |
| 1. 事業費 | | |
| 人件費 | | |
| ボランティア謝金 | 2,872,000 | |
| 外部講師料 | 80,000 | |
| 人件費計 | 2,952,000 | |
| (2) その他経費 | | |
| 消耗品費 | 800,000 | |
| 材料費 | 2,340,000 | |
| 旅費交通費 | 240,000 | |
| 雑費 | 110,000 | |
| その他経費計 | 3,490,000 | |
| 事業費計 | | 6,442,000 |
| 2. 管理費 | | |
| (1) 人件費 | | |
| 役員報酬 | 840,000 | |
| 給料手当 | 0 | |
| 法定福利費 | 160,000 | |
| 人件費計 | 1,000,000 | |
| (2) その他経費 | | |
| 通信費 | 300,000 | |
| 水道光熱費 | 750,000 | |
| 地代家賃 | 2,040,000 | |
| 減価償却費 | 700,000 | |
| 交際費 | 86,000 | |
| 修繕費 | 130,000 | |
| 租税公課 | 150,000 | |
| 支払手数料 | 500,000 | |
| リース料 | 270,000 | |
| 燃料費 | 100,000 | |
| 保険料 | 120,000 | |
| 運賃 | 130,000 | |
| 広告宣伝費 | 0 | |
| 諸会費 | 20,000 | |
| 会議費 | 30,000 | |
| 雑費 | 10,000 | |
| その他経費計 | 5,336,000 | |
| 管理費計 | | 6,336,000 |
| 経常費用計 | | 12,778,000 |
| 当期正味財産増減額 | | 0 |
| 前期繰越正味財産額 | | 4,290,334 |
| 次期繰越正味財産額 | | 4,290,334 |